

世田谷区公衆浴場法施行条例及び世田谷区旅館業法施行条例の
一部改正に伴う区民意見募集について

1. 主旨

区は、世田谷区公衆浴場法施行条例（以下、「区公衆浴場条例」という。）及び世田谷区旅館業法施行条例（以下、「区旅館業条例」という。）等により、入浴者及び宿泊者の衛生等に必要な事項を定めている。

このたび、国が技術的助言の位置づけで、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」を改正し、最新の知見に基づくレジオネラ症対策の強化と子どもの発育状況等の変化を踏まえ混浴制限年齢の引き下げを行ったことから、区は広く区民から意見をいただいたうえで、区公衆浴場条例及び区旅館業条例の一部を改正することを検討している。

ついては、以下のとおり、区民意見募集を実施する。

2. 主な改正概要

(1) レジオネラ症対策の強化

気泡発生装置等の構造設備基準を新設（区公衆浴場条例・区旅館業条例）

新規施設及び新たに気泡発生装置等を設置する既存施設に対し、たまり水や汚れを適切に除去できる構造に関する規定を新設する。

調節槽の衛生措置基準を新設（区公衆浴場条例）

調節槽から供給される温水の衛生を確保するため、調節槽の随時点検、1年に1回以上の清掃及び1週間に1回以上の消毒について、規定を新設する。

浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正（区公衆浴場条例・区旅館業条例）

従前の塩素消毒に加え、新たな塩素消毒としてモノクロラミンによる消毒方法の規定を新設する。

(2) 混浴制限年齢の引き下げ（区公衆浴場条例）

混浴制限年齢を満10歳以上から満7歳以上に引き下げる。

3. 区民意見募集の方法

区のおしらせ、区のホームページ及びツイッター等にて周知し、郵送、区ホームページ等により意見を募集する。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和3年7月15日	区民意見募集開始（～8月6日）
9月	福祉保健常任委員会（区民意見募集結果報告、条例改正案報告） 第3回区議会定例会（条例改正案提案）
令和4年1月	改正条例の施行